

# 喜重苑

## 面会時の食品などの差し入れについて

ryougai Fukusikai

### 1. 趣意

厚労省の指針に基づき食品の衛生管理には十分な配慮を行い、食中毒等の予防に努めております。

また、個人によっては医療管理を要する方もおられます。これらのことから、面会等で差し入れをお持ちの際は、必ず職員に確認を得てからの提供となります。

### 2. 差し入れが可能な食品について

賞味期限が有効であり、日持ちする菓子類。生菓子、パンは当日に食せる量であれば可能。

但し、生菓子、パン類はできるだけ面会者がいる時間内に食べるようにお願いします。

酒、たばこは医師が医療的に問題がないと判断し、決められた曜日や量が適切に順守できる方であれば可能。（但し、施設管理となるため、たくさんの差し入れはご遠慮願います）

### 3. 差し入れが不可能な食品について

生もの、果物、家庭での調理品、賞味期限切れの食品はご遠慮願います。

咀嚼、嚥下が低下している方は、喉に詰まりやすくなります。餅や団子など喉に詰まりやすい食品はご遠慮ください。また、職員が差し入れ品を確認し、本人の咀嚼・嚥下の状態に合わない場合や量などが多い場合は、返却させていただきますので予めご了承ください。

### 4. その他

趣意のとおり、食品の衛生管理だけでなく医療管理を要する入所者がいます。仲の良い入所者同士で差し入れしたものが渡ってしまう場合もあるため、必ず差し入れの際は、職員に声をかけてください。

新型コロナウイルス、季節性インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症警戒中は、入所者と一緒の会食をご遠慮していただいております。

おこづかいなどの金銭や高価な貴重品は紛失などのトラブルの原因にもなります。渡す際は、事務所の職員に声をかけてください。

ライター類、刃物類、紐などの危険物の持ち込みは禁止となります。